

議会だより

補正予算などを議決 国保税の減税を議決

第二回 定例会 第一回 臨時会

(原案承認・全会一致)

○議案第二十三号 白根地域土地開発公社社定款の変更

昭和五十九年第二回定例村議会、六月九日から十二日までの会期四日間で審議が行なわれました。
付議された議事は、専決処分承認二件、条例改正等四件、村道の路線認定一件、人事案件一件、補正予算三件、議員による意見書発議二件の十三件で、それぞれ次のとおり決まりました。

(以下審議の概要)

○報告第三号 専決処分の承認を求める件(村税条例の一部改正)

○報告第四号 専決処分の承認を求める件(国保税条例の一部改正)

この二件の内容については、広報つきがた四月号でお知らせしてありますので省略しますが、どちらも地方税法の改正に伴って四月一日に改正されたものです。

○報告第三号 専決処分の承認を求める件(村税条例の一部改正)

○報告第四号 専決処分の承認を求める件(国保税条例の一部改正)

議員の期末手当の支給日を変更するもので、国家公務員に準じて改正されたものです。(原案可決・全会一致)

○議案第二十五号 月満村営水泳プール設置及び管理に関する条例の一部改正
村営プール使用料を改正するもので、中学生までは無料、その他の人は五〇円となりました。(原案可決・全会一致)

○議案第二十六号 月満村家庭奉仕員派遣に伴う費用徴収条例の一部改正

寝たきり老人等の人で、家庭に介護をする人がない場合、家庭奉仕員を派遣して、派遣費用が、所得税三万円未満の人二九〇円が二九五円に、所得税三万円以上の人五八〇円が五九〇円にそれぞれ改正されました。(原案可決・全会一致)

○議案第二十七号 村道の路線認定について

月寿荘から緑ヶ丘病院へ通じる一般農道(二、三七四・八五メートル)を、村道一三三号線として認定するものです。

(原案可決・全会一致)
○議案第二十八号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員の長岡栄治郎さんの任期が六月二十九日に満了となるので、引き続き選任するものです。任期は、三年です。(同意・全会一致)

○議案第二十九号 一般会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ四一八万六千円を減額し、総額を九億九二〇一万四千円とするもので、新農構事業の農業近代化施設(選果場)の事業費が計画より少なくて済みましたので、補助金が減額になったのが主なものです。(原案可決・全会一致)

○議案第三十号 国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ八四九万三千円を減額し、総額を一億

七、九六六万四千円とするものです。
医療費の支払いが、当初見込んだよりも少なくて済むためです。(原案可決・全会一致)

○議案第三十一号 簡易水道特別会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ一〇六万円を増額し、総額を五、〇一三万四千円とするものです。冬期の水の需用が伸び、使用料金が増収となったため、と昨年度からの繰越金が増えたものです。
歳出では、浄水場の土留工事をやります。(原案可決・全会一致)

○議案第三十二号 第九次道路整備五ヶ年計画の完全達成に関する意見書

提出者 堀波夫議員
(原案可決・全会一致)
○議案第三十三号 昭和五十九年度米政府買入価格と食料の安定供給並びに米穀政策の確立に関する意見書
提出者 白倉隆議員
(原案可決・全会一致)

本番さながら 消防団連合演習

月満村消防団では、去る六月十日、昭和五十九年度連合演習を実施しました。

演習は、「月満村西公民館から出火」の想定により午前六時五十分頃の一一九番通報で開始されました。通報後、役場サイレンが鳴り響き、消防団が出動、続々と西公民館周辺に集結し消火活動が繰り広げられました。また、白根地区消防本部からも消防車、救急車が出動し、本番さながらの訓練を行いました。

演習は、このあと会場を月満中学校グラウンドに移し、点検やポンプ操法競技などを実施し、最後に月満市街地で力強い分列行進を行って閉会しました。

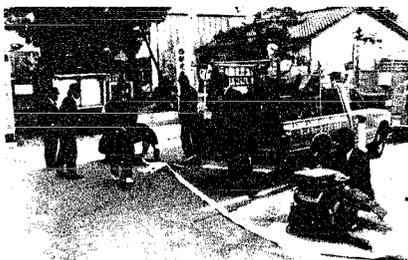
ポンプ操法競技では、各部とも日頃の訓練の成果を存分に発揮し、キビキビとした動きを披露しました。競技の成績は次のとおりです。

第一位 第三分団第三部

(大字釣寄釣寄新)
第二位 第二分団第一部
(大字西賣場)

第三位 第二分団第二部
(大字上曲通、下曲通)
また、当日表彰を受けられた方は次のとおりです。
(敬称略)

◎月満村表彰規則により表彰されたもの
○十年以上永年勤続者
高木誠、間島吉右衛門、小林幹博
○十五年以上永年勤続者



本番さながら消火訓練



巡閲を受ける消防団員

小山久司、井沢義明、北勝美
○二十年以上永年勤続者
田辺富夫、関本誠、山坂勉
○十年以上勤続し退団した者
で他の模範として認められる者
後藤昭英、友坂信儀、白倉保、近藤茂、矢挽徹、金子繁作、鷲尾徳厚、登石修也、斎藤孝一、小山一夫、青柳己代司、村井猛、小湊真、北俊英、田辺勝利、野沢正栄、野内庄衛、児玉哲郎、池田栄一、間島均
今回退団された方々は、永い間、本当にご苦労さまでした。

有害鳥獣駆除を実施

有害鳥獣による果実及び転作物等への被害を未然に防止するため、昨年に引き続き銃器による駆除を実施いたしますので該当日の樹園地及び転作水田、農道等へは立ち入らないよう御協力をお願いいたします。

尚、該当日前日の夜、広報車でお知らせいたしますが捕獲鳥回収のため、宅地内に立ち入ることもありますので御了承願います。

駆除実施日程

- 7月21日から9月9日までの寄数日
- 午前5時30分から7時30分まで

第一回臨時会は、六月二十六日招集され、会期を当日一日限りとして開かれました。
この臨時会の議事は、国民健康保険条例の一部改正案例で、原案のとおり可決されました。

○議案第三十二号 国民健康保険条例の一部改正
改正前 改正後
所得割 六・〇五% 五・一四%
資産割 三〇・六二% 二二・四一%
均等割 一三・三九% 一〇・五七%
平等割 一七・五八% 一四・〇三%
一七・五八% 一四・〇三%
均等割 一三・三九% 一〇・五七%
資産割 三〇・六二% 二二・四一%
所得割 六・〇五% 五・一四%

以上のように改正されました。一世帯当り平均課税額は十三万四、八八七、一人当り平均課税額は三万七、六六三円で、昨年度と比べ一世帯当りで二万三、〇〇〇円程度、一人当りで六、八〇〇円程度の減税になりました。
(原案可決・全会一致)

○議案第三十三号 国民健康保険条例の一部改正
改正前 改正後
所得割 六・〇五% 五・一四%
資産割 三〇・六二% 二二・四一%
均等割 一三・三九% 一〇・五七%
平等割 一七・五八% 一四・〇三%
一七・五八% 一四・〇三%
均等割 一三・三九% 一〇・五七%
資産割 三〇・六二% 二二・四一%
所得割 六・〇五% 五・一四%

○議案第三十四号 月満村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
議員の期末手当の支給日を変更するもので、国家公務員に準じて改正されたものです。(原案可決・全会一致)